

み広連介第613号  
令和6年11月11日

認知症対応型共同生活介護事業所 管理者様  
介護予防認知症対応型共同生活介護事業所 管理者様

みよし広域連合介護保険センター所長  
( 公 印 省 略 )

み広連介第592号「福祉用具及び寝具等の使用料の徴収」に関する追記  
について（通知）

日頃は、介護保険行政にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和6年10月24日付けみ広連介第592号「福祉用具及び寝具等の使用料の徴収  
について」に関連して、これまでに徴収した費用について下記のとおり通知いたします。

なお、本通知は、み広連介第592号の通知以前に効力を遡及させる趣旨のものでは  
なく、別紙の省令等により定められている、事業者が支払を受けられる費用でない費用  
について返還を求める趣旨のものです。

## 記

### 1 これまで徴収した費用の取扱

令和6年10月24日付けみ広連介第592号に記載した福祉用具及び寝具等（以下、  
「福祉用具等」という。）について、これまで徴収した費用の返還を利用者又はその家族  
（以下、「利用者等」という。）と協議すること。

### 2 返還の方法

利用者等と協議を行ったうえで、事業者と利用者等の双方合意による方法により返還  
を行う。（一括支払又は分割支払、今後の利用料から相殺する、事業者と利用者等の双  
方同意による方法 等）

協議の結果、利用者等が返還を求めない場合は返還不要。

### 3 返還する費用に関する時効

当該費用の支払があった時から10年。(民法第166条より)

### 4 その他

事業所が直接費用を徴収せず、利用者と福祉用具業者等との間で直接契約等を行  
わせていた場合についても、事業所が費用を負担すべきものとして、返還に関する  
協議を行ってください。

利用者の希望により購入又はレンタルした福祉用具等(み広連介第592号にお  
ける例外的な取扱い(3)に該当する福祉用具等) については返還不要です。その  
ことが分かる記録等がある場合は保管をお願いいたします。

## 1 認知症対応型共同生活介護の設備基準等について

認知症対応型共同生活介護の設備基準は下のとおりとなっています。

### 地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

(平成18年3月14日厚生省告示第34号) (一部抜粋)

#### 【設備に関する基準】

##### 第93条

2 共同生活住居は、その入居定員（当該共同生活住居において同時に指定認知症対応型共同生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第104条において同じ。）を5人以上9人以下とし、居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 **その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けるものとする。**

## 2 事業者が支払を受けられる費用について（基準省令等）

認知症対応型共同生活介護を利用している間は、下に定められているとおり福祉用具貸与及び特定福祉用具購入の算定はできません。

### 指定地域密着型サービス介護給付費単位数に関する事項

(平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号) (一部抜粋)

#### (2) サービス種類相互の算定関係について

特定施設入居者生活介護又は **認知症対応型共同生活介護** 若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護を受けている間については、**その他の居宅サービス又は指定地域密着型サービスに係る介護給付費**（居宅療養管理指導費を除く。）**は算定しないものであること。**ただし、指定特定施設入居者生活介護又は **認知症対応型共同生活介護の提供に必要な場合に、当該事業者の費用負担により、その利用者に対してその他の居宅サービス又は地域密着型サービスを利用させることは差し支えない**ものであること。

また、地域密着型サービス事業者が支払を受けられる費用については、下の基準省令により、法定代理受領サービス、食材料費、理美容代、おむつ代又はその他日常生活費となります。

## 地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

(平成18年3月14日厚生省告示第34号) (一部抜粋)

### 【利用料等の受領】

第96条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 食材料費

二 理美容代

三 おむつ代

四 前3号に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

その他日常生活費については、下の省令に規定されています。

## 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて

(平成12年3月30日 老企第54号) (一部抜粋)

(別紙) 各サービス種類ごとの「その他の日常生活費」の具体的な範囲について

(6) 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護(地域密着基準第96条第3項第四号関係及び第76条第3項第四号関係)

① 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用

## 介護保険施設等における日常生活費等の受領について

(平成12年11月16日 老振第75号・老健第122号) (一部抜粋)

### 3 日常生活費等とは区分される費用について

介護保険施設等により行われる便宜の供与であっても、保険給付の対象となっているサービス及び日常生活費等に係るサービスの提供と関係なく、利用者がその嗜好又は個別の生活上の必要に応じて購入等を行うものについては、その費用を日常生活費等とは区分して受領することとなるが、当該便宜は、その性格上、当然に、日常生活費等に係るサービスと同様に、利用者等の希望を確認した上で提供されるものであり、すべての利用者等に対して一律に提供し、その費用を画一的に徴収することは認められないものである。